

# 平成19年6月定例県議会付議案

議案第 1号 平成19年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（職員課）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当（退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに当該失業者の退職手当として支給する当該差額分の退職手当）の受給資格要件を原則として勤続12月以上（現行6月以上）とするほか、所要の改正を行うものである。

[平成19年10月1日施行 ほか]

議案第 7号 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について（行政経営推進課）

日野郡の区域における景観形成に関する事務を西部総合事務所が所掌するよう所要の改正を行うものである。

[平成19年8月1日施行]

議案第 8号 鳥取県収入証紙条例の一部改正について（指導管理課）

県外の者等の証紙購入が困難な者の利便を図るため、証紙以外の方法により県の歳入を納めることができることとするよう所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 9号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部改正について（指導管理課、医療政策課）

鳥取県医師養成確保奨学金関係  
奨学金の貸付対象者を拡大することに伴い、当該奨学金に係る債務を免除する対象者について所要の改正を行う。

（拡大する貸付対象者）

- ・鳥取大学医学部の地域枠推薦入学者以外の在学学生
- ・自治医科大学以外の大学に在学する県出身者

鳥取県看護職員修学資金関係

鳥取大学の看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者に係る奨学金の債務の免除の条件及び範囲を定める。

[公布施行 ほか]

議案第10号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理課、長寿社会課）

介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務について、その事務区分を明確にするとともに、これらの事務に係る手数料の収納について所要の改正を行うものである。

（概要）

（単位：円/件）

改正後		改正前	
区分	手数料	区分	手数料
試験問題作成事務	1,000	試験の実施に係る事務	8,000
試験事務	7,000		

[公布施行]

議案第11号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(地域自立戦略課)

知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大するものである。  
 (概要) ・鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、公共的施設に係る適合証の交付請求の受理等の事務の移譲先に倉吉市を追加 ほか  
 [平成19年8月1日施行]  
 ・南部箕蚊屋広域連合へ移譲している介護保険法に基づく事務について、居宅サービスを行った者に対する報告の命令等の事務を追加  
 [公布施行]

議案第12号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について(長寿社会課)

岩井長者寮の廃止(平成20年3月末)に伴い、所要の改正を行うものである。  
 [平成20年4月1日施行]

議案第13号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について(循環型社会推進課)

米子市が「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、環境美化の促進に取り組むこととしたことに伴い、米子市の区域を条例の適用区域から除外する等所要の改正を行うものである。  
 [公布施行]

議案第14号 鳥取県都市計画審議会条例の一部改正について(景観まちづくり課)

鳥取県都市計画審議会をより効果的で機能的に運営するため、委員の定数及び構成を見直す等所要の改正を行うものである。  
 (概要) ・委員の定数を16人(現行20人)とする。 ほか  
 [公布施行]

議案第15号 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について(景観まちづくり課)

指定構造計算適合性判定機関の指定に伴い、構造計算適合性判定に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

【改正後】 (単位:円/件)

区分		床面積		200㎡超		500㎡超		1,000㎡超		2,000㎡超		10,000㎡超	
		200㎡以内	500㎡以内	1,000㎡以内	2,000㎡以内	10,000㎡以内	50,000㎡以内	50,000㎡超					
判定	国土交通大臣が認定するプログラムにより構造計算したもの	140,000	152,000	163,000	175,000	191,000	228,000	349,000					
手数料	上記以外の方法により構造計算したもの	169,000	192,000	214,000	237,000	274,000	346,000	593,000					

【改正前】 (単位:円/件)

区分		床面積		1,000㎡超		2,000㎡超		10,000㎡超	
		1,000㎡以内		2,000㎡以内	10,000㎡以内	50,000㎡以内	50,000㎡超		
判定手数料				201,000	264,000	301,000	396,000	718,000	

[公布施行]

議案第16号 鳥取県地方港湾審議会条例の一部改正について(空港港湾課)

鳥取県地方港湾審議会をより効果的で機能的に運営するため、委員の定数及び構成を見直す等所要の改正を行うものである。  
 (概要) ・委員の定数を14人以内(現行16人以内)とする。 ほか  
 [公布施行]

議案第17号 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関するものを加えるものである。

[ 公布施行 ]

議案第18号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：甲 倉吉市内 企業

乙 鳥取市内 企業(保険会社)

和解の要旨：県は、損害賠償金416,000円を和解の相手方甲に、459,203円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。(県過失8割)

事故の概要：平成18年10月8日、和解の相手方甲の職員が、倉吉警察署の職員の指示に従って交差点へ進入したところ、進行してきた第三者所有の車両と衝突し、双方の車両が破損するとともに、第三者の車両の積荷に損害が生じたものである。(第三者に係る損害賠償請求権は、和解の相手方甲加入の保険会社である和解の相手方乙が取得している。)

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 平成18年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数	9件
繰 越 額	1,067,986千円

## 報告第 2号 平成18年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数	108件
繰 越 額	17,066,857千円

## 報告第 3号 平成18年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数	6件
繰 越 額	20,336千円

## 報告第 4号 平成18年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数	3件
繰 越 額	50,780千円

## 報告第 5号 平成18年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数	1件
繰 越 額	4,599千円

## 報告第 6号 平成18年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数	1件
繰 越 額	11,573千円

## 報告第 7号 平成18年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数	1件
繰 越 額	85,689千円

## 報告第 8号 平成18年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数	1件
繰 越 額	54,768千円

## 報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

### （1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成19年4月13日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 112,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成19年1月26日、警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、渋滞で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

### （2）鳥取県立中央病院診療費の支払請求等に係る訴えの提起について（平成19年4月16日専決）

（病院局総務課）

相手方：鳥取市 個人 保証人 1名
訴えの内容：鳥取県立中央病院の受診者及びその保証人に対し、当該診療費の一括支払及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(3) 鳥取県農業改良資金貸付金の償還請求等に係る訴えの提起について(平成19年4月18日専決)  
(経営支援課)

相手方：境港市内 企業 連帯保証人 2名  
訴えの内容：鳥取県農業改良資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該資金の一括償還、違約金の支払及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求め。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成19年4月23日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者 5名 連帯保証人 2名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求め。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年5月7日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：境港市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 125,738円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成19年2月26日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 鳥取県専修学校等奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  
(平成19年5月14日専決)(同和対策課)

相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1名  
訴えの内容：鳥取県専修学校等奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該資金の一括返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求め。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年5月14日専決)(耕地課)

和解の相手方：北栄町 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 12,043円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成19年3月31日、県が北栄町由良宿地内に設置している県営畑地帯総合整備事業の広報看板が、強風により吹き飛び、和解の相手方が所有する西瓜のビニールトンネルに衝突し、同ビニールトンネルを破損させるとともに西瓜苗を損傷させたものである。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年5月14日専決)  
(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人 連帯保証人1名  
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用総額160,050円について、平成19年6月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年5月14日専決)  
(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用総額179,700円について、平成19年6月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年5月14日専決)  
(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用総額163,100円について、平成19年6月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。

(11) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(平成19年5月16日専決)(指導管理課、住宅政策課)

〔 租税特別措置法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について、所要の規定の整備を行うものである。  
〔都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行〕 〕

(12) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(平成19年5月16日専決)(地域自立戦略課、住宅政策課)

〔 租税特別措置法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について、所要の規定の整備を行うものである。  
〔都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行〕 〕

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年5月17日専決)  
(警察本部会計課)

〔 和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 521,525円を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成17年11月2日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方が乗車する自転車と衝突し、和解の相手方が負傷したものである。(物的損害については、県過失8割で和解済) 〕

(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について(平成19年5月19日専決)  
(住宅政策課)

〔 相手方：高草団地ほか1団地 入居者 2名 保証人 1名 連帯保証人 1名  
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。 〕

(15) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について(平成19年5月21日専決)(労働雇用課)

〔 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について、所要の規定の整備を行うものである。  
〔公布施行〕 〕

(16) 鳥取県専修学校等奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年5月25日専決)  
(同和対策課)

〔 和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人1名  
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金832,040円について、平成19年7月から全額返還するまで毎月22,500円ずつ県に支払うこと。 〕

(17) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年5月25日専決)  
(人権教育課)

〔 和解の相手方：倉吉市 個人 連帯保証人1名  
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び訴訟費用総額171,360円について、平成19年6月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。 〕

報告第10号 法人の経営状況について

〔 財団法人とっとり政策総合研究センター ほか21法人 〕

報告第11号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

〔 財団法人とっとり政策総合研究センター ほか21法人 〕

報告第12号 長期継続契約の締結状況について

〔 件 数 新規 73件 変更 1件 〕